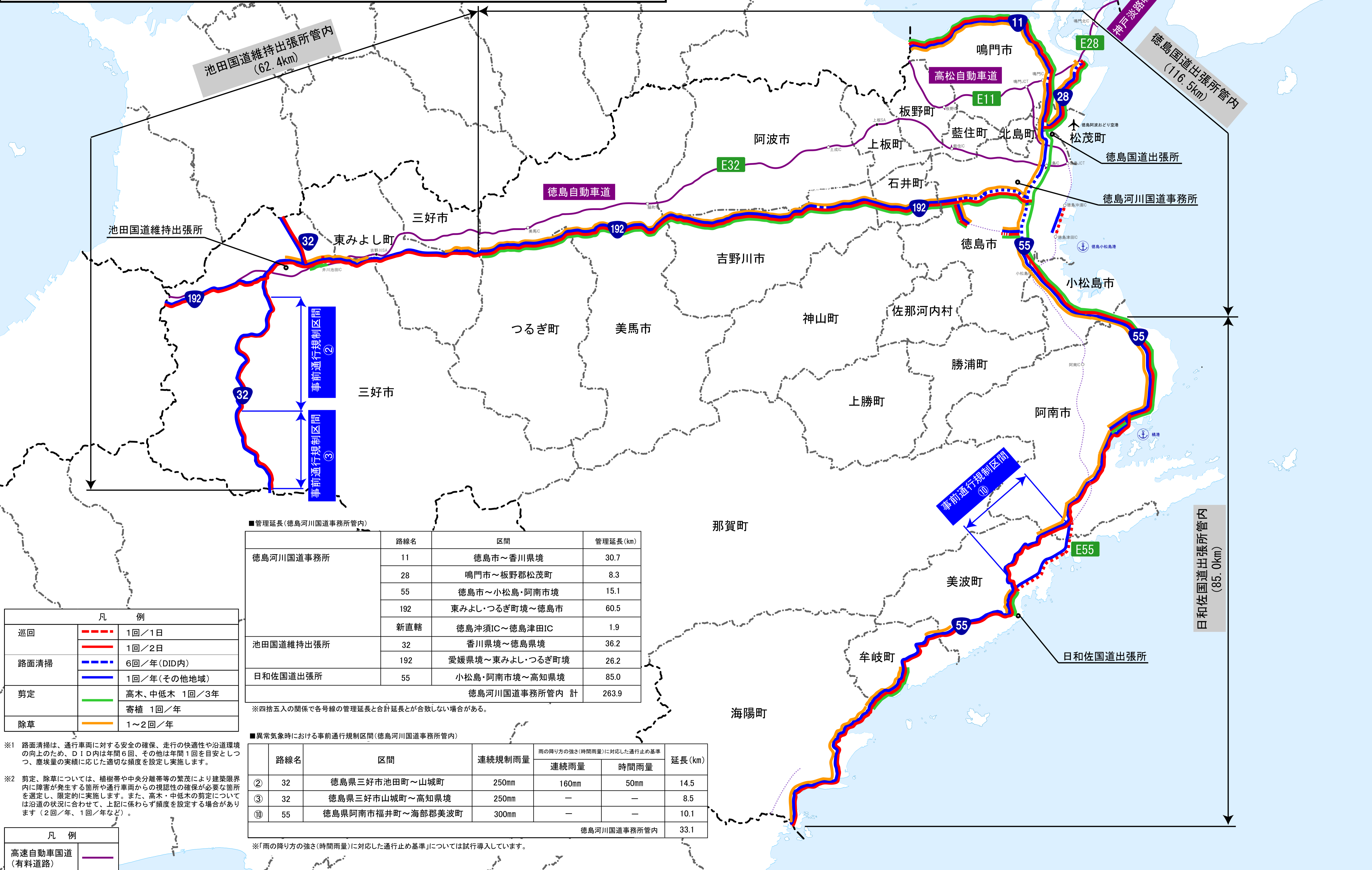


# 令和5年度 徳島県内 道路維持管理計画



■管理延長(徳島河川国道事務所管内)

路線名	区間	管理延長(km)
徳島河川国道事務所	11 徳島市～香川県境	30.7
	28 鳴門市～板野郡松茂町	8.3
	55 徳島市～小松島・阿南市境	15.1
	192 東みよし・つるぎ町境～徳島市	60.5
	新直轄 徳島沖須IC～徳島津田IC	1.9
池田国道維持出張所	32 香川県境～徳島県境	36.2
日和佐国道出張所	192 愛媛県境～東みよし・つるぎ町境	26.2
	55 小松島・阿南市境～高知県境	85.0
徳島河川国道事務所管内 計		263.9

■異常気象時における事前通行規制区間(徳島河川国道事務所管内)

路線名	区間	連続規制雨量	雨の降り方の強さ(時間雨量)に対応した通行止め基準		延長(km)
			連続雨量	時間雨量	
②	32 徳島県三好市池田町～山城町	250mm	160mm	50mm	14.5
③	32 徳島県三好市山城町～高知県境	250mm	—	—	8.5
⑩	55 徳島県阿南市福井町～海部郡美波町	300mm	—	—	10.1
徳島河川国道事務所管内 計					33.1

凡 例

巡回	---	1回/1日
	---	1回/2日
路面清掃	---	6回/年(DID内)
	---	1回/年(その他地域)
剪定	---	高木、中低木 1回/3年
	---	寄植 1回/年
除草	---	1~2回/年

※1 路面清掃は、通行車両に対する安全の確保、走行の快適性や沿道環境の向上のため、DID内は年間6回、その他は年間1回を目安として、塵埃量の実績に応じた適切な頻度を設定し実施します。

※2 剪定、除草については、植樹帯や中央分離帯等の繁茂により建築限界内に障害が発生する箇所や通行車両からの視認性の確保が必要な箇所を選定し、限定的に実施します。また、高木・中低木の剪定については沿道の状況に合わせて、上記に係わらず頻度を設定する場合があります(2回/年、1回/年など)。

凡 例

高速自動車国道(有料道路)	---
---------------	-----

※「雨の降り方の強さ(時間雨量)」に対応した通行止め基準については試行導入しています。